

令和 2 年度 指定管理者監査結果報告書

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項等の規定に基づく指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 羽村市農産物直売所
(2)指定管理者 羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
(3)所管課 産業環境部産業振興課、財務部契約管財課
- 3 監査の範囲 平成 30・令和元年度に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 令和 2 年 12 月 4 日(金)から令和 3 年 2 月 12 日(金)まで
(説明聴取日 令和 2 年 12 月 16 日(水))
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
(1)指定管理者制度を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
(2)指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
(3)協定等の締結は適正に行われているか。
(4)指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。
また、その承認手続きは適正に行われているか。
(5)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
(6)業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
(7)協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。
【指定管理者】
(1)施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
(2)事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
(3)会計処理は適正に行われているか。
(4)出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
(5)利用料金の設定等は適正になされているか。
(6)収納事務は適正に行われているか。
(7)利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質疑応答及び実地監査等を実施した。

第2 監査の結果【羽村市農産物直売所】

1 対象施設の概要

- (1) 名称 羽村市農産物直売所
- (2) 所在地 羽村市羽加美一丁目 32 番地 1
- (3) 開設 平成 14 年 3 月 17 日
- (4) 規模
 - ①敷地面積 1,262.45 m²
 - ②床面積 330.75 m²
 - ③建物構造 鉄骨造平屋建
 - ④建物概要 売場、テラス、事務所、倉庫、トイレ 等

(5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市農産物直売所は、平成 17 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理を行っている。

①指定期間

- ア 第 1 期 平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 (2 年)
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会
- イ 第 2 期 平成 19 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 (4 年)
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- ウ 第 3 期 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (4 年)
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- エ 第 4 期 平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (4 年)
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- オ 第 5 期 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 (4 年)
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市農産物直売所（以下「農産物直売所」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 17 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、前段 1 の(5)に記すとおりであり、第 4 期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下の経緯のとおり、羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合を指定管理者に選定した。

①選定等の経緯

平成 30 年 9 月 1 日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載 応募要領等配布開始
平成 30 年 9 月 12 日	現地説明会の開催
平成 30 年 9 月 21 日	質問受付終了
平成 30 年 10 月 1 日	申請受付開始
平成 30 年 10 月 5 日	申請受付終了
平成 30 年 10 月 25 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
平成 30 年 11 月 5 日	羽村市行政改革推進本部会議の開催
平成 30 年 12 月 7 日	平成 30 年第 4 回羽村市議会（定例会）において、「羽村市 農産物直売所の指定管理者の指定について」原案可決
平成 31 年 3 月 19 日	協定書締結
平成 31 年 4 月 1 日	指定管理者による第 5 期の管理運営開始

(2)市と指定管理者との協定書の主な内容

市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、市は「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」と協定書を締結した。

協定書に定める市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

①指定管理者の指定の意義（協定書第 2 条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興に寄与することにある。

②指定期間（協定書第 7 条）

指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

③指定管理者の業務の範囲（協定書第 8・9 条）

【本業務】

- ア 農産物直売所条例第 3 条各号に掲げる事業に係る業務
- イ 農産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 農産物直売所の使用の承認、不承認及び承認の取消し等に関する業務
- エ 農産物直売所の利用料金の収納に関する業務
- オ その他、農産物直売所の管理に関し市が必要と認める業務

【自主事業】

- ア 農産物直売所条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、市との協議を経て事前に許可を受けたものの中から、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④市が行う業務の範囲は以下のとおり（協定書第 10 条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

⑤管理備品の無償貸与（協定書第 25 条）

市は管理備品を無償で指定管理者に貸与するものとする。

⑥指定管理委託料の支払い（協定書第 32 条）

市は、指定管理業務実施の対価としての指定管理委託料を支払わないものとする。

⑦利用料金収入の取扱い（協定書第 33 条）

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として、収受することができる。

⑧保険（協定書第 38 条）

ア 火災保険（市付保）

イ 施設賠償責任保険（市付保）

ウ 損害賠償責任保険（指定管理者付保）

3 事業概要

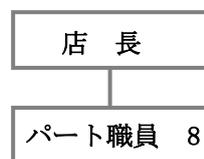
(1) 組織

農産物直売所の管理運営は、前述のとおり「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」が行っており、その組織体制は以下のとおりである。

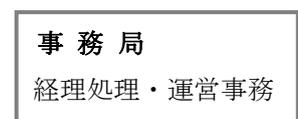
【農産物直売所運営委員会】



【農産物直売所】



【西多摩農業協同組合】



※数字は人数であり、事務局を除く未記入は1名である。

(2) 事業の内容

農産物直売所は、市内の農業者に農産物等の販売を行う場を提供するため設置し、もって市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興を図ることを目的にしており、この目的を達成するため、市内農業者が生産した良質で新鮮な農産物等の販売に関する事、農産物等の販売促進に関する事、農産物等の計画的生産に関する事、市長が必要と認める事業を行うこととしている。

指定管理者の主な業務については、農産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する事、農産物直売所の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する事、利用料金の収納に関する事である。

指定管理者においては、生産履歴の記帳を徹底するとともに、環境に配慮した農業を展開し、消費者に「安心・安全」な農産物を供給すること、また、都市農業の多面的機能を最大限に生かし、地域の人々に「羽村の農業」をPRする拠点として活用することなどを掲げている。

なお、平成30年度及び令和元年度に実施した事業の状況は、下表のとおりである。

【第1表】平成30年度実施事業等

期 日	事 業 名	場 所
4月4日	運営委員会月例会	農産物直売所
4月23日	農作物鳥獣被害調査依頼	市内
5月7日	運営委員会月例会	農産物直売所
5月28日～6月1日	羽村第二中学校職場体験受入	〃
6月6日	運営委員会月例会・会計監査	〃
6月27日	武蔵野小学校社会科見学受入	〃
6月30日・7月1日	あさがお・ほおずき市	〃
7月3日	平成30年度通常総会	西多摩農業協同組合本店
7月4日	運営委員会月例会	農産物直売所
7月10日	定年等就農者セミナー協力	〃
7月10日・11日	2割引セール・試食会	〃
8月8日	運営委員会月例会	〃
8月15日・16日	JAにしたま年金感謝デー協力	西多摩農業協同組合各支店
9月5日	運営委員会月例会	農産物直売所
9月11日	韓国農業関係者視察受入	〃
10月2日	運営委員会月例会	〃
10月21日	羽村市ふれあい福祉まつり協力(農産物提供)	羽村市福祉センター
11月3日・4日	羽村市産業祭協力(農産物販売)	羽村市立富士見公園
11月7日	運営委員会月例会	農産物直売所
11月9日・10日	ビオラ・パンジー販売	〃
11月13日	農ウォーク協力	〃
11月27日・28日	2割引セール・試食会	〃
12月5日	運営委員会月例会	〃
12月14日・15日	JAにしたま年金感謝デー協力	西多摩農業協同組合各支店
12月25日～30日	歳末大売出し	農産物直売所
1月6日	初荷式	〃
1月9日	運営委員会月例会	〃
2月6日	運営委員会月例会	〃
3月5日	視察研修会(羽村市農業団体協議会合同)	八王子市・町田市・日野市
3月6日	運営委員会月例会	農産物直売所

【第2表】令和元年度実施事業等

期 日	事 業 名	場 所
4月3日	運営委員会月例会	農産物直売所
4月5日	子ども食堂へ食材提供開始	
5月8日	運営委員会月例会	農産物直売所
6月3日～7日	羽村第二中学校職場体験受入	〃
6月5日	運営委員会月例会・会計監査	〃
6月18日	令和元年度通常総会	西多摩農業協同組合本店
6月26日	武蔵野小学校社会科見学受入	農産物直売所
6月29日・30日	あさがお・ほおずき市	〃
7月3日	運営委員会月例会	〃
7月11日・12日	2割引セール・試食会	〃
8月7日	運営委員会月例会	〃
8月15日・16日	JAにしたま年金感謝デー協力	西多摩農業協同組合各支店
9月4日	運営委員会月例会	農産物直売所
10月2日	運営委員会月例会	〃
10月20日	羽村市ふれあい福祉まつり協力（農産物提供）	羽村市福祉センター
11月2日・3日	羽村市産業祭協力（農産物販売）	羽村市立富士見公園
11月6日	運営委員会月例会	農産物直売所
11月8日・9日	ビオラ・パンジー販売	〃
11月28日・29日	2割引セール・試食会	〃
12月2日	栄小学校社会科見学受入	〃
12月4日	運営委員会月例会	〃
12月13日・16日	JAにしたま年金感謝デー協力	西多摩農業協同組合各支店
12月26日～29日	歳末大売出し	農産物直売所
1月6日	初荷式	〃
1月8日	運営委員会月例会	〃
2月5日	運営委員会月例会	〃
3月4日	運営委員会月例会	〃

(3) 販売高、施設利用者（来客）等の状況

農産物直売所の販売高、施設利用者（来客）数、販売点数の状況は、第3・4・5表のとおりである。

指定管理者制度の第4期の最終年度にあたる平成30年度の販売高は73,024,208円で、前年度（平成29年度）80,706,360円と比べて7,682,152円（9.5%）の減少、施設利用者（来客）数は平成30年度が年間101,320人で、前年度110,648人と比べて9,328人（8.4%）の減少、販売点数は平成30年度が351,159点で、前年度387,300点と比べて36,141点（9.3%）の減少となっている。

また、第5期の初年度にあたる令和元年度の販売高は69,492,872円で、前年度(平成30年度)と比べて3,531,336円(4.8%)の減少、令和元年度の施設利用者(来客)数は99,478人で、前年度と比べて1,842人(1.8%)の減少、令和元年度の販売点数は347,577点で、前年度と比べて3,582点(1.0%)の減少となっている。

【第3表】販売高

(単位：円)

月	平成29年度	平成30年度	前年度比較	平成30年度	令和元年度	前年度比較
4	5,805,430	5,619,310	△186,120	5,619,310	4,656,830	△962,480
5	7,026,640	6,936,820	△89,820	6,936,820	6,134,570	△802,250
6	8,040,890	7,359,660	△681,230	7,359,660	6,164,300	△1,195,360
7	9,639,190	9,669,508	30,318	9,669,508	7,910,180	△1,759,328
8	6,192,210	6,401,940	209,730	6,401,940	6,032,070	△369,870
9	5,684,590	4,872,520	△812,070	4,872,520	5,420,800	548,280
10	5,310,050	5,397,110	87,060	5,397,110	5,178,690	△218,420
11	9,371,470	9,054,270	△317,200	9,054,270	8,635,218	△419,052
12	8,796,370	6,271,450	△2,524,920	6,271,450	6,877,870	606,420
1	4,791,110	3,589,050	△1,202,060	3,589,050	4,095,960	506,910
2	5,087,750	3,442,340	△1,645,410	3,442,340	4,017,920	575,580
3	4,960,660	4,410,230	△550,430	4,410,230	4,368,464	△41,766
合計	80,706,360	73,024,208	△7,682,152	73,024,208	69,492,872	△3,531,336

【第4表】施設利用者(来客)数

(単位：人)

月	平成29年度	平成30年度	前年度比較	平成30年度	令和元年度	前年度比較
4	9,489	9,056	△433	9,056	7,987	△1,069
5	10,666	10,416	△250	10,416	9,739	△677
6	10,221	9,334	△887	9,334	8,759	△575
7	10,619	10,586	△33	10,586	9,611	△975
8	8,581	8,652	71	8,652	8,079	△573
9	7,988	7,181	△807	7,181	7,646	465
10	7,344	7,831	487	7,831	7,328	△503
11	11,130	9,889	△1,241	9,889	10,087	198
12	11,515	9,007	△2,508	9,007	9,490	483
1	7,572	6,284	△1,288	6,284	6,602	318
2	7,358	6,043	△1,315	6,043	6,890	847
3	8,165	7,041	△1,124	7,041	7,260	219
合計	110,648	101,320	△9,328	101,320	99,478	△1,842

【第5表】販売点数

(単位：点)

月	平成 29 年度	平成 30 年度	前年度比較	平成 30 年度	令和元年度	前年度比較
4	30,336	30,724	388	30,724	24,746	△5,978
5	40,534	40,529	△5	40,529	36,272	△4,257
6	38,288	34,217	△4,071	34,217	30,337	△3,880
7	43,166	42,263	△903	42,263	35,614	△6,649
8	29,082	30,302	1,220	30,302	29,454	△848
9	26,021	21,446	△4,575	21,446	25,404	3,958
10	27,686	25,938	△1,748	25,938	25,875	△63
11	40,406	36,120	△4,286	36,120	37,547	1,427
12	43,197	32,852	△10,345	32,852	36,669	3,817
1	21,073	17,929	△3,144	17,929	21,140	3,211
2	21,760	17,034	△4,726	17,034	21,560	4,526
3	25,751	21,805	△3,946	21,805	22,959	1,154
合計	387,300	351,159	△36,141	351,159	347,577	△3,582

(4) 収支の状況

直売所の平成 30 年度及び令和元年度の収支決算状況は、第 6 表のとおりである。

平成 30 年度の収入決算額は 17,333,447 円で、このうち販売手数料収入は 6,861,526 円で収入総額の 39.6%、販売雑収入は 10,471,921 円で収入総額の 60.4% となり、市からの指定管理委託料については支払いを受けていない。

また、支出決算額は 17,333,447 円で、その内訳は人件費 11,864,680 円、労働保険料等 484,748 円、厚生費 75,400 円、光熱水費 1,086,255 円、通信費 117,336 円、印刷・消耗品費 6,801 円、その他管理費 24,491 円、保守修繕費 680,400 円、施設管理費 434,160 円、保険料 13,681 円、賃借料 10,850 円、減価償却費 1,121,709 円、助成金 614,000 円、雑費 798,936 円で、支出総額に占める割合はそれぞれ 68.5%、2.8%、0.4%、6.3%、0.7%、0.0%、0.1%、3.9%、2.5%、0.1%、0.1%、6.5%、3.5%、4.6%となっている。

令和元年度の収入総額は 17,546,887 円で、このうち販売手数料収入が 6,463,754 円で収入総額の 36.8%、販売雑収入が 11,083,133 円で収入総額の 63.2%となり、市からの指定管理委託料については支払いを受けていない。

また、支出総額は 17,546,887 円で、人件費 12,173,680 円、労働保険料等 486,236 円、厚生費 91,112 円、光熱水費 1,112,435 円、通信費 96,642 円、印刷・消耗品費 90,289 円、その他管理費 28,804 円、保守修繕費 730,900 円、施設管理費 330,500 円、保険料 13,680 円、消耗備品費 3,958 円、減価償却費 1,142,788 円、助成金 602,000 円、雑費 643,863 円で、支出総額に占める割合はそれぞれ 69.4%、2.8%、0.5%、6.3%、0.5%、0.5%、0.2%、4.2%、1.9%、0.1%、0.0%、6.5%、3.4%、3.7% となっている。

【第6表】収支決算状況

(単位：金額・円、率・%)

項 目		平成30年度		令和元年度	
		金額	構成率	金額	構成率
収入 の 部	販売手数料	6,861,526	39.6	6,463,754	36.8
	販売雑収入	10,471,921	60.4	11,083,133	63.2
	指定管理委託料	0	0.0	0	0.0
合 計 (A)		17,333,447	100.0	17,546,887	100.0
支出 の 部	人件費	11,864,680	68.5	12,173,680	69.4
	労働保険料等(厚生年金等)	484,748	2.8	486,236	2.8
	厚生費	75,400	0.4	91,112	0.5
	光熱水費	1,086,255	6.3	1,112,435	6.3
	通信費	117,336	0.7	96,642	0.5
	印刷・消耗品費	6,801	0.0	90,289	0.5
	その他管理費	24,491	0.1	28,804	0.2
	保守修繕費(各機器保守料)	680,400	3.9	730,900	4.2
	施設管理費(各設備保守料等)	434,160	2.5	330,500	1.9
	保険料	13,681	0.1	13,680	0.1
	賃借料	10,850	0.1	0	0.0
	消耗備品費	0	0.0	3,958	0.0
	減価償却費	1,121,709	6.5	1,142,788	6.5
	助成金(運営委員会助成金)	614,000	3.5	602,000	3.4
	雑費	798,936	4.6	643,863	3.7
合 計 (B)		17,333,447	100.0	17,546,887	100.0
収支差引(A) - (B)		0		0	

4 総 括

農産物直売所の指定管理者である「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管課においては、毎月、開催される運営委員会に同席し、事業の履行及び懸案事項を確認するとともに、必要に応じて適宜打合せを実施するなど、指導監督は適切に行われていた。

農産物直売所に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による新鮮な農産物等を市民に供給するとともに、市内農業の振興に寄与することにある。その意味で、農産物直売所の第5期の指定管理者に「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」を指定し、管理運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められる。

なお、監査における個別の意見等は、以下のとおりである。

○指定管理者制度の導入効果について

農産物直売所に指定管理者制度を導入してから 5 期目を迎えたが、指定管理者は協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、生産者を顔写真で公表するといった可視化や生産履歴管理・農薬適正使用の徹底により、安全・安心な農産物等の供給に継続的に努められている。また、農産物直売所には市内の半数以上の農家が出荷しており、市内農家の全体の売上の 4 割が農産物直売所におけるものである。

農産物直売所は、地産地消の拠点として大きな役割を担っており、市内農業の振興に大きく寄与するとともに、指定管理者は継続的に安定した管理運営がなされていることから、本制度の導入効果を確認することができた。

今後も市民に新鮮で安全・安心な農産物等を供給され、また、食育ソムリエ（(一社)JC 総研が認定する資格で野菜や果物の基本知識、地域の農業に関する情報提供、地場産食材を使った健康的で豊かな食生活の提案など、生産者と消費者を結ぶコーディネーター）の積極的な活用を図り、地産地消の中心拠点としての大きな役割を果たされることに期待したい。

○経営面について

農産物直売所では、農産物等を市場より安価に設定して市民が利用しやすい価格になっているところは評価できるものの、販売高や施設利用者（来客）数が年々減少傾向にある中で、さらに毎年数回の値引きセールを継続的に行っており、指定管理者の金銭面等の負担が増大していることが懸念される。

また、農家の高齢化や担い手不足等の課題もあり、長期的に持続可能な施設となるよう経営基盤のさらなる強化が必要不可欠となる。

このことから、指定管理者と市がより連携・協力し合い、近郊型施設との差別化を図り、郊外型のメリットを最大限に生かした顧客の開拓など、農産物直売所を独立した事業として安定的な経営が行えるよう努められたい。

○管理運営面におけるリスクマネジメントについて

新型コロナウイルス等が蔓延している現下において、市民が安全・安心して農産物等を購入していただけるよう、品質はもちろんのこと、特に衛生管理に気を配らなければならない。

現地での本監査を実施したところ、新型コロナウイルス感染症予防対策としては、アルコール消毒液の設置や混雑時の入場制限の実施などの対策が講じられており、管理運営面におけるリスクマネジメントについてはおおむね適正に行われていると推察する。

今後においても農産物直売所の管理運営面はもちろんのこと、財務を始めとする組織目標を阻害する要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務事業の適正な執行を確保することができることから、このことを実践されることを望むものである。

○食品ロス対策及び社会貢献活動について

直売所で売れ残った野菜などを一部の農家の協力を得て市内の子ども食堂を運営する施設へ食材として無償提供していると聞き及んだ。食品ロスの削減対策としてはもちろんのこと、また、社会貢献活動としても意義のある取組みであり、大変評価できるものである。今後の広がりやさらなる寄与に大いに期待したい。